

公示番号：19a00406

国名：フィリピン国

担当部署：地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

案件名：気候変動下での持続的な地域経済発展への政策立案のためのハイブリッド型
水災害リスク評価の活用（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月下旬から2019年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年8月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約
案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止
しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意
ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月27日
（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	防災分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

特になし。本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン国は台風の経路である太平洋西縁の亜熱帯モンスーン地域に位置し、1年を通じて熱帯低気圧、南西・北東モンスーンに起因する様々な気象災害に見舞われる。フィリピン国では、2005年からの10か年で自然災害によって約2万人が死亡・行方不明となり、約7,500万人が被災、1,829億ペソの経済損失が生じるなど自然災害被害は甚大である。このうち、被害人口の70%が台風・モンスーンによる降雨・洪水、24%が高潮・高波によるもので、風水害が主要な災害となっている。毎年発生する台風災害による人的・経済的被害は甚大であり、農業生産・物流等の社会資本への度重なる被害は経済活動へ深刻かつ長期的な影響を与えている。また国の基幹産業の一つである農業を支えている貧困層の生活をより苦しめており、貧困削減の観点からも貧困層のリスクを緩和するための効果的な災害対策が急務となっている。

フィリピン国では、マニラ首都圏に資産及び首都機能が集中しており、経済被害の軽減・緩和のためにも特に災害対策が急務となっている。一方で、地方都市においても水災害が頻発しているが、脆弱なインフラ環境のために社会経済発展が阻害されている。従って、地方気候変動行動計画の作成促進による被害軽減策や水災害へのレジリエンス向上、それによる持続可能な発展を促進することにより、国全体の均衡ある発展を促す必要がある。フィリピン国では2009年に気候変動法、2010年に国家気候変動枠組戦略(2010-2022)、2011年に国家気候変動行動計画および地方気候変動行動計画を策定するなど、法制度の面での取り組みは進んでいるものの、地域レベルでの被害軽減に資する具体的対策は進んでいない。

こうした状況の中、フィリピン大学ロスバニョス校(University of the Philippines Los Banos: UPLB)より地方都市における水災害レジリエンスの向上と、持続可能な発展を促進することでマニラ首都圏への更なる一局集中の是正を目的として「気候変動下での持続的な地域経済発展への政策立案のためのハイブリッド型水災害リスク評価の活用」(地球規模課題対応国際科学技術協力)が2018年に要請された。日本側研究機関をICHARM(土木研究所)、フィリピン国側共同研究機関をUPLBとして2020年度から開始し、2025年度までの5年間に亘り実施予定である。

本プロジェクトは対象の地方都市において、水災害関連データの統合化によるハイブリッド型のリスク評価モデルを構築し、レジリエンス評価と防災効果の可視化を行うことにより、気候変動を踏まえた持続的な地域経済発展を促進する手法の政策提言を図り、もって地方都市の持続可能な発展と均衡ある国土の発展を図るものである。

今回実施する詳細計画策定調査では、プロジェクトに係る計画、実施体制、成果と活動等を整理した上でプロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関する協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題に対する科学技術事業の趣旨・目的・制度及び手続き等を把握の上、JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2019年8月下旬～9月上旬）
 - ① 協力背景及び内容を把握する。（暫定研究計画書、現地調査報告書等）
 - ② 当該分野に係る既存文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
 - ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
 - ④ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を作成する。
 - ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（和文・英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
 - ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2019年9月上旬～9月下旬）
 - ① C/P 機関との協議及び現地調査に参加し、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
 - ② 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - ア) プロジェクト背景・内容
 - イ) フィリピンの防災分野及び気候変動対策に係る政策・上位計画と当プロジェクトの位置づけ
 - ウ) 他ドナーによる関連分野における援助動向
 - エ) ジェンダー等多様なアクターに関するプロジェクトでの取組みの必要性について調査・検討を行い、必要に応じてPDMに反映させる
 - ③ フィリピン側関係者に対して、PDMの構成（項目の関連性やモニタリング指標）、POについて説明する。
 - ④ プロジェクトの基本計画を検討し、PDM案（和文・英文）、PO案（和文・英文）、及びM/M案（英文）とR/D案（英文）の作成に協力する。特にPDM案の成果指標の設定については主担当としての検討及び取り纏めを行う。
 - ⑤ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ⑥ 現地調査結果のJICAフィリピン事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2019年10月上旬～10月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。その際PDMの各種指標、指標入手手段の決定過程、選定根拠についても記載する。また、5項目評価結果の詳細についても記載する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減の4アクションにつなげることを目的としている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書次の①～③を添付し、電子データをもって提出すること。
 - ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
 - ② 事業事前評価表（案）（和文）
 - ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年9月10日～2019年9月30日を予定しています。

また、調査に関してはマニラ首都圏、近郊都市（ロスバニョス）他を調査対象地とする予定です。なお、移動用車両については事務所にて手配いたします。（※対象地域は変更になる可能性があります。）

本業務従事者は、JICAの調査団員に約2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究主幹（JST）
- エ) オブザーバー（JST）
- オ) 評価分析（本件担当コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAフィリピン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チーム（TEL:03-5226-9508）で配布します。

・要請書（英文）

② 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています

・「2019年度SATREPS新規採択案件の決定について」

https://www.jica.go.jp/press/2019/20190516_01.html

・研究課題の概要

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1377/besshi2.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、

現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上